

都市計画平岡公園南地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称		平岡公園南地区地区計画
位 置		札幌市清田区平岡3条6丁目および里塚3条1丁目の各一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		6.8 ha
地区計画の目標		当地区は、都心部より南東へ約12km、本市の東部地域開発基本計画の区域内に位置し、現在、当該基本計画の土地利用に整合した民間の宅地開発事業が進められている。 そこで、本計画では、当該事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	当該宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の3地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。 1 低層専用住宅地区 閑静で落ち着きのある住宅市街地が形成されるよう、戸建の専用住宅を主体とした地区とする。 2 一般住宅A地区 地区内の住民の利便性に配慮し、住宅のほかに小規模な店舗等も立地できる地区とする。 3 一般住宅B地区 幹線道路に面する街区であり、かつ、低層住宅地にも隣接していることから、店舗、事務所等と住宅とが協調できる地区とする。
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路及び公園は当該宅地開発事業により整備されるので、これら地区施設の機能の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全と商業その他の業務機能の増進が図られるよう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 一般住宅A地区及び一般住宅B地区にあっては、隣接する住宅地との調和を図るために、「建築物の容積率の最高限度」を定める。 3 一般住宅A地区及び一般住宅B地区にあっては、日照や通風等に必要の空地を確保するために、「建築物の建ぺい率の最高限度」を定める。

区域の整備・開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	4 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するため、また、健全な商業業務等の機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 5 うるおいとゆとりのあるまちなみを形成するため、敷地の道路に面する部分には生け垣、樹木等の植栽による緑化が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 6 低層専用住宅地区にあっては、日照や眺望の確保と整然とした家並みの形成を図るため、一般住宅A地区及び一般住宅B地区にあっては、隣接する住宅地との調和を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。 7 低層専用住宅地区にあっては、閑静なまちなみにふさわしい景観の形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」として、広告・看板類の制限を定める。 8 宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、低層専用住宅地区にあっては、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定める。
その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	良好な住環境を形成するため、宅地の地盤面は周囲の生活環境を損なわない高さとする。	

2 地区整備計画

名 称			平岡公園南地区		
計 画 区 域			計画図表示のとおり		
面 積			6.1ha		
建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	低 層 専 用 住 宅 地 区	一 般 住 宅 A 地 区	一 般 住 宅 B 地 区
		面 積	4.1ha	1.7ha	0.3ha
	建築物の用途の制限		次の各号に掲げる建築物（第1号から第5号までの2以上に該当するものを除く。）およびこれに付随する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの又は出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用する美術品若しくは工房の用途を兼ねるもの（次のア及びイに該当するものに限る）。 ア 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以下のもの (3) 前2号からなる2戸の長屋 (4) 共同住宅（3戸以上のものを除く。） (5) 幼稚園、保育所又は集会所（これらに管理用住宅を併設するものを含む。）	建築基準別表第2（は）項に掲げる建築物以外は、建築してはならない。	建築基準別表第2（ほ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。
	建築物の容積率の最高限度			10分の15	10分の15
	建築物の建ぺい率の最高限度			10分の5	10分の5
	建築物の敷地面積の最低限度		180㎡	180㎡	180㎡

建築物等に関する事項	建物の壁面の位置の制限	道路境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4 m以下であること。	1 道路境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4 m以下であること。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1 mとする。	1 道路境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4 m以下であること。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1 mとする。
	建築物の高さの最高限度	9m	15m	15m
	建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物（札幌市屋外広告物条例（平成10年条例第43号）第11条第2項第1号に規定する自家用広告物をいう。）のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 (1) 独立して築造設置する広告塔、広告板類（突出し広告、三角柱広告、立看板などを含む。）で次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 高さ（脚長を含む。）が3 mを超えるもの イ 一辺（脚長を除く。）の長さが1.2mを超えるもの ウ 表示面積（表示面が2以上のときは、その合計）が1㎡を超えるもの エ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの (2) 建築物に表示する広告、看板類で、前号イからエまでのいずれかに該当するもの		
	垣又はさくの構造の制限	へい（道路及び公園に設けるものを除く。）の高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。		
	備 考	用語の定義及び面積、高さ等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。		

理 由 当地区の宅地開発事業の事業効果の維持および増進を図り、将来にわたって調和のとれた良好な住宅市街地が形成されるよう、地区計画の決定を行うものである